

成果物1 「社会福祉法人の事業展開にかかるガイドライン（仮称）」（法人経営層向け）

「社会福祉法人の事業展開にかかるガイドライン（仮称）」のアウトラインは以下の通りとしてはどうか。

1. 社会福祉法人を取り巻く現状

- ・ 社会福祉法人制度の歴史
- ・ 2000年の社会保障基礎構造改革移行の状況
- ・ 社会福祉法人の現状

2. 2040年を見据えた社会福祉法人の課題

- ・ 人口構造の変化（増加が緩やかになる高齢者と減少が加速化する生産年齢人口）
- ・ 福祉ニーズの複雑化、多様化
- ・ 今後の社会福祉法人の課題

3. 社会福祉法人の事業展開スキームの概要

- ・ 法人間連携
- ・ 合併
- ・ 事業譲渡等

4. 社会福祉法人の経営者の事業展開にかかる意識調査結果（アンケート結果）

5. 社会福祉法人の事業展開の意義と効果

- ・ 事業展開の総括的な意義・効果
- ・ 法人、利用者、職員、地域住民からみた合併・事業譲渡等の効果と留意点

6. 合併・事業譲渡等の検討の視点と留意点

- ・ 検討の視点
- ・ 合併、事業譲渡等を行うに当たっての制度上の留意点

成果物 2「合併、事業譲渡等におけるマニュアル（仮称）」（実務担当者向け）

「合併、事業譲渡等におけるマニュアル（仮称）」のアウトラインは以下の通りとしてはどうか。

1. 本マニュアルのねらい

2. 合併・事業譲渡等の検討のポイント

- ・ 合併・事業譲渡等の目的の明確化
- ・ 合併・事業譲渡等の相手となる法人の評価
- ・ 財務諸表の分析
- ・ 将来事業計画の作成

3. 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の実態と実務上の課題（アンケート結果）

- ・ 合併・事業譲渡の経緯・目的
- ・ 合併・事業譲渡の各手続きにおける課題等の解決方法
- ・ 合併・事業譲渡の効果と今後に向けた課題

4. 社会福祉法人における合併の手引きと留意事項

- ・ 吸収合併
- ・ 新設合併

※ 事前協議、理事会等議決、合併協議会、合併契約、役員選任、定款変更、所轄庁への申請、債権者保護手続き、登記、利用者や利用者家族、地域への説明、職員処遇、規程・システム整備などについて手続きと留意事項を記載

5. 社会福祉法人における事業譲渡等の手引きと留意事項

- ・ 事業譲渡の手続きの全体像
- ・ 各手続きと留意事項の解説

※ 合併と同様に各手続きについて記載

ガイドライン、マニュアルに明記すべき合併における留意点

○行政への相談

検討段階のうちから、法人所轄庁、事業所管課など各手続きの担当部署に対し、事前相談、報告を行う

○合併時における財産の取扱

- 【土地】・寄附に係る非課税承認の届け出（租税特措法）
- 【建物】・国庫補助金に係る財産処分申請（補助金適化法）
- ・寄附に係る非課税承認の届け出（租税特措法）

○法人外流出の防止

営利法人で言うところの「合併交付金」の禁止
廃止法人の役員の報酬に対する適法手続の徹底

○利用者等への事前説明と理解の醸成

○職員への事前説明・了解

各種労働法の遵守

○地域住民への事前説明

○その他の手続

（例：特別養護老人ホームの場合の各種手続）

区分	項目	備考
社会福祉法上の合併手続	・吸収合併 ・新設合併	
社会福祉法人	・社会福祉施設の廃止届（社会福祉法） ・定款変更申請（社会福祉法）	
事業	・指定介護老人福祉施設の廃止の届出（介護保険法） ・特別養護老人ホームの廃止の認可（老人福祉法）	
〇〇〇	・〇〇〇（〇〇法）	

ガイドライン、マニュアルに明記すべき事業譲渡等における留意点

○行政への相談

検討段階のうちから、法人所轄庁、事業所管課など各手続きの担当部署に対し、事前相談、報告を行う

○譲り渡す事業が譲受法人で継続可能かどうか事前確認

社会福祉事業は、事業によって経営主体が定められている。⇒ 事業所管課に要事前相談

例：特別養護老人ホーム → 第一種社会福祉事業として、国、地方公共団体、社会福祉法人が経営することが原則
老人デイサービス → 第二種社会福祉事業として位置付け。介護保険法上では、指定事業者は法人格を有していることが条件とされており、社会福祉法人のほか、NPO法人、一般社団法人、株式会社、合同会社などが可能

○法人外流出の防止

譲り渡し価格が法人外流出にならないよう、客観的に説明できる必要

○利用者等への事前説明と理解の醸成

○職員への事前説明・了解

各種労働法の遵守

○地域住民への事前説明

○その他の手続

事業譲渡等に関する固有の手続きはなく、譲り渡し側法人が当該事業の「廃止」に関する手続きのほか、関連する各種手続きを行う必要がある。
(譲り受け法人側は「新規」等の手続きを行う必要がある)

(例：特別養護老人ホームの場合の各種手続)

区分	項目	備考
事業	・ 指定介護老人福祉施設の廃止の届出（介護保険法） ・ 特別養護老人ホームの廃止の認可（老人福祉法）	
利用者	・ 継続的なサービス提供のための便宜供与義務（介護保険法）	
建物・設備	・ 国庫補助金に係る財産処分申請（補助金適化法） ・ 寄附に係る非課税承認の取消手続（租税特措法）	有償の場合は要返還 廃止扱いとなり要納税
土地	・ 寄附に係る非課税承認の取消手続（租税特措法）	廃止扱いとなり要納税
社会福祉法人	・ 社会福祉施設の廃止届（社会福祉法） ・ 定款変更申請（社会福祉法）	
〇〇〇	・ 〇〇〇（〇〇法）	